

5つの提言

犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）

1 支援が届かない被害者

被害者の孤立

加害者が、死亡、未成年、責任無能力の場合の支援

きょうだいへの支援

2 賠償、民事裁判

被害者の思い、葛藤

裁判の負担

3 経済的支援

3-1 支援金制度

生活を立て直すための支援

弁護士費用

3-2 日常生活支援制度

日常生活を続けるための支援

制度のあり方

4 連携、関係構築

林立する支援、コーディネート

最小限の異動

5 残された課題・見えてきた課題

法律・制度の壁

啓発、教育

基本法が施行されて15年。基本法には「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とあります。

被害者参加制度や時効の撤廃等が実現し、被害者を取り巻く環境が整備されてきたのは事実ですが、残されている問題、支援されていない被害者が存在します。

犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）は、次の5つの提言をします。

1. 支援が届かない被害者 があります

- ・加害者が死亡、未成年、責任能力が無いなどの場合では、支援の手が届かず、被害者は更に孤立しがちです。そのため、被害者のケアも欠かせません。被害者団体に相談できるようにする、など受け皿が必要です。
- ・支援が届きにくい対象として、被害者のきょうだいも挙げられます。犯罪被害後の家族を自分が支えなければと思い、自身の感情に蓋をしてしまうきょうだいがあります。また、被害者が後遺障害を負ってしまった場合には、その後のケアをきょうだいも担っていることもあります。ハートバンドにはきょうだいの団体、葉の会が所属しています。

2. 賠償、民事裁判 について

- ・賠償を求めたり受け取ったりすることに、葛藤がある被害者は、少なくありません。例えば、お金で命はあがなえず、命は弁償できません。賠償金を刑事裁判が終わる前に受け取ると、刑罰が軽くなることもあります。
- ・一方で、加害者に賠償金を払わせたい、という思いもあります。
- ・賠償を求め、民事裁判をすることは、被害者には、大きな精神的負担、時間的負担、金銭的負担となります。様々な支援があれば、被害者の負担を軽くすることができます。

3. 経済的支援 について

3-1 支援金制度

- ・被害の後、日常生活の続きができなくなるため、生活を立て直すための支援が必要です。
- ・刑事裁判のため、あるいは賠償請求のために、弁護士の支援が必要でも、弁護士費用が払えないかもしれないと被害者は不安です。弁護士相談を紹介されても、弁護士費用の支払いが心配で、相談を断ってしまう被害者もいます。支援金制度の充実を求めます。

3-2 日常生活支援制度

- ・日常生活を継続できるようにする支援・サービスは、様々なものがあります。
- ・しかし、自分の住む地域にどのような支援・サービスがあるのかが、わかりません。
- ・支援・サービスの内容や使い方について、理解できるよう丁寧な説明をうけることで、日常生活支援の効果的な利用につながります。
- ・また、日常生活支援制度があっても、使いづらい場合もあり、使いやすい工夫を検討してください。

4. 連携や関係の構築 について

- ・現在支援があちこちに林立しているように見え、どこに相談したら良いのか、戸惑う被害者もいます。
- ・最初に相談を受けたところで、次の人や機関に丁寧につないでほしいです。被害者と伴走しながら、その時々に必要な機関や支援に結びつける、コーディネート機能が必要です。
- ・良い関係を結んでいる担当者が直ぐに異動してしまい、またやり直しとなる場合があります。せめて、支援職の異動を最小限にとどめてほしいです。

5. 残された課題・見えてきた課題 について

- ・法律や制度の壁に苦しむ被害者がいます。たとえば、加害者が死亡したり、未成年であったり、責任能力が無かったり、加害者が誰かわからない、未解決の事件、時効を迎えるひき逃げ事件の被害者、などです。これらの被害者を決して取り残さないでください。
- ・SNSの普及などで、今までにない犯罪に子どもたちがさらされる機会が増えています。子どもたちが命の大切さや、犯罪被害にあうということの意味を学ぶ機会が必要です。是非、小・中学校の授業に取り入れてください。